

平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 イソライト工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 橋 正清
(コード番号 :5358 大証第一部)
問合せ先 総務部長 伊達 和宏
(TEL. 06-6345-7231)

当社株式の監理ポスト割当て解除に関するお知らせ

当社株式は平成 18 年 11 月 6 日より「監理ポスト」に割当てられておりましたが、本日の株式会社大阪証券取引所の発表の通り、平成 19 年 2 月 16 日付で、監理ポスト割当てが解除されることとなりましたので、ご報告申し上げます。

これまで、株主の皆様はじめ関係の多くの皆様にご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

当社は、平成 18 年 11 月 6 日付「業績に影響を与える事象の発生について」の情報開示にて、当社連結子会社であるイソライト建材株式会社において、平成 15 年 3 月期から平成 17 年 3 月期におけるたな卸資産の在庫過大計上および平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期における売上値引等の未処理という不適切な会計処理が判明し、有価証券報告書等を訂正する予定である旨の開示を行いました。大阪証券取引所よりその開示内容から上場廃止基準に該当する可能性があるとして、同日から監理ポストに割当てられておりました。

その後、大阪証券取引所における審査の結果、株式上場廃止基準第 2 条第 1 項第 11 号 a（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合）に該当しないとの事で、平成 19 年 2 月 16 日付で当社株式は監理ポスト割当てを解除されることとなりました。

一方、当社は大阪証券取引所より、会社情報の開示を適時・適切に行う体制等について改善の必要性が高いと認められることから、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月 1 日を期限として改善報告書の提出を求められました。

当社としましては、かかる事態を真摯に受け止め、投資家の皆様に適切な情報開示が行えるよう、改善対策を早急に取りまとめ、大阪証券取引所に改善報告書を提出する所存であります。

株主の皆様はじめ多くの関係の皆様には、このたびの件につきましてご心配をお掛けいたしました。当社では監理ポスト解除を機会として、今後このような事態が二度と発生せぬよう、当社をはじめ当社連結子会社が一丸となって、徹底した内部統制システムの再強化と更なる経営体質の改善を図ってまいります。

今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

以 上